

令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う電気料金のお値引きについて

当社は、政府が実施する物価高騰対策の一環として実施される令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」へ2026年2月から3月の使用分を対象に参画し、国の定める単価に基づき、対象期間の電気料金から値引きを実施いたします。

なお、本支援の適用にあたり、お客様によるお手続き（お申し込み等）は一切不要です。

1. 概要

高圧のお客様およびご家庭をはじめとする低圧のお客様に、2026年3月請求分から2026年4月請求分まで、毎月の電気料金から割引する形で値引きを行います。

2. 対象期間および値引き単価（税込）

対象となる使用期間	ご請求月	低圧 （ご家庭・商店など）	高圧 （工場・ビルなど）
2026年2月 ご使用分	2026年3月分	4.5 円/kWh	2.3 円/kWh
2026年3月 ご使用分	2026年4月分	1.5 円/kWh	0.8 円/kWh

3. 参考情報

本事業の詳細については、以下の経済産業省特設サイトをご覧ください。

経済産業省「電気・ガス料金負担軽減支援事業」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

冬期の値引き単価について（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen_lp/index.html